令和4年10月6日

歯科医療機関におけるインボイス制度への対応

公益社団法人日本歯科医師会
税務・青色申告委員会

1. インボイスとは

インボイス制度とは、令和５年10月１日から導入される仕入税額控除の方式です。

消費税の仕入税額控除の適用を受けるための要件として、一定の記載事項を具備した帳簿や請求書等の保存が必要ですが、この保存すべき請求書等の様式が適格請求書（インボイス）に変わります。令和元年10月の軽減税率制度の導入に伴い、仕入税額控除を受けるために必要とされる帳簿及び請求書等に記載すべき事項が段階的に追加されることとなりました。

令和元年9月までの従来の制度を「請求書等保存方式」といいます。

令和元年10月から、インボイス制度導入に向けた準備段階として「区分記載請求書等保存方式」が施行されています。

令和５年10月から「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が導入されます。

インボイスとはレシートや領収書、納品書などに一定の事項が記載されたものをいいます。一定の事項とは登録番号・適用税率・税率ごとに区分した消費税額等を指します。

現行の区分記載請求書等保存方式

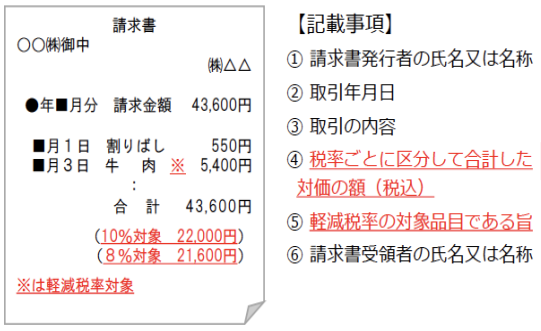

【記載事項】
① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 取引の内容
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
⑤ 軽減税率の対象品目である旨
⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

インボイス制度

【記載事項】
区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
② 適用税率
③ 消費税額

図１

インボイス制度導入以降は、インボイスではない請求書では仕入税額控除が受けられません。

仕入税額控除とは、生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みです。（図２）

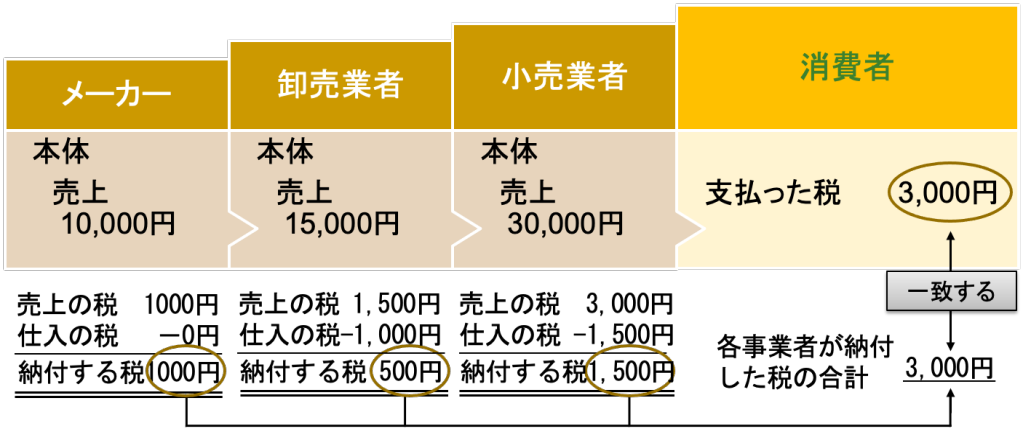

図２

インボイスを発行する為には税務署長への登録申請書の提出が必要です。申請後、税務署が審査を行い、登録された場合は登録番号が税務署から通知され国税庁ホームページで公表されます。この登録を受けた事業者がインボイスを発行することができます。令和５年10月１日からのインボイス発行事業者の登録を受けたい場合には、令和５年３月31日までに登録申請書を提出する必要があります。（図３）

しかし、課税事業者でなければ税務署長の登録を受けることができずインボイスを発行することができません。したがって、免税事業者がインボイスを発行する為には課税事業者になる必要があります。

インボイス登録申請のスケジュール

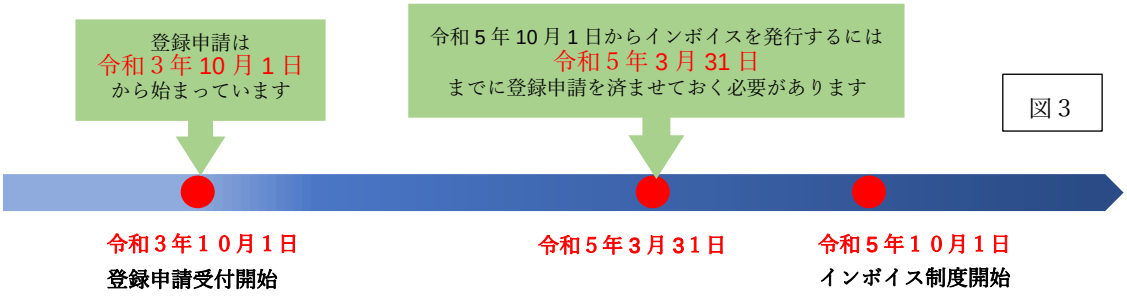

図３

２．歯科医療機関への影響

（1）売上取引への影響

歯科医療機関においては主たる取引対象が個人であるため、**インボイスを要求されるケースはかなり限定的であると考えられます。**ただし事業所検診等、課税事業者との取引がある場合はインボイスを要求されることが想定されます。

歯科医療機関において事業者に対する課税売上で想定されるケースとして

・企業から社員の健康診断を受託している

・企業が費用を負担して社員に業務上必要な検査を受けさせる

・医療機関が企業から産業医報酬を受け取っている

等が考えられます。

事業者との売上取引がある場合はインボイス発行事業者への登録を検討しますが、免税事業者と課税事業者では対応が異なります。

① 免税事業者の場合

歯科医療機関の56％は免税事業者です。インボイスは課税事業者でなければ発行できないため、免税事業者がインボイスを発行する為には課税事業者となる必要があります。しかし、課税事業者となれば税負担や納付に係る事務的な負担が増大します。

仮に免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者には戻れませんのでご留意ください。

免税事業者が課税事業者となってインボイス発行事業者の登録を行った場合と、免税事業者のままインボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットを示します。（図４）

選択肢	メリット	デメリット
課税事業者となりインボイス発行事業者になる	取引相手の事業者は仕入税額控除を行うことができるため取引を維持できる可能性が高い	消費税納付分の利益が減少する 消費税の申告。納付等の事務的な負担が増える
免税事業者のままインボイスの発行は行わない	引き続き消費税の納付は不要	取引相手の事業者は仕入税額控除を行うことができないため取引の条件を見直される可能性がある

図４

② 原則課税事業者・簡易課税事業者の場合

原則課税事業者・簡易課税事業者はインボイス発行事業者として登録を受けることができます。従って、インボイスの発行を求められた場合は登録を行えば、納付税額や事務的な負担が増えることなくインボイスの発行を行うことができます。ただし、課税事業者であってもインボイスを発行する機会がなければインボイス発行事業者となる必要はありません。

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を行った場合と、インボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットを示します。（図５）

選択肢	メリット	デメリット
インボイス発行事業者になる	取引相手の事業者は仕入税額控除を行うことができるため取引を維持できる可能性が高い	登録申請の手間がかかる 請求書の追記事項が増えるため事務的な負担が増える インボイスを保存する必要がある
インボイスの発行は行わない	登録申請の手間がかからない 従来の請求書を使用できる インボイスを保存する手間がかからない	取引相手の事業者は仕入税額控除を行うことができないため取引の条件を見直される可能性がある

図５

事業者に対して課税売上がある歯科医療機関は僅かと思われますが、該当する場合は顧問税理士さんと相談し、インボイス発行事業者として登録すべきか慎重に検討し判断する必要があります。

また、インボイス発行事業者には原則、以下の義務が課されます。

・インボイスの交付
　取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイスを交付する。
・返還インボイスの交付
　返品や値引き等、売り上げにかかる対価の返還等を行う際に返還インボイスを交付する。
・修正したインボイスの交付
　インボイスに誤りがあった際に修正したインボイスを交付する。
・写しの保存
　交付したインボイスの写しを保存する。

（2）仕入取引への影響

免税事業者や、簡易課税事業者は仕入税額控除を行わないためインボイスは不要です。しかし、**原則課税事業者においては仕入税額控除を行うためには令和５年10月１日よりインボイスが必要となります。**仕入税額控除の要件として一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が必要となり、課税期間の末日の翌日から２月を経過した日から７年間保存する必要があります。

仕入取引ではこの原則課税事業者における事業者間取引が問題となります。取引先の事業者がインボイスを発行できない場合は仕入税額控除ができません。歯科医療機関において考えられるケースは歯科技工所への委託です。歯科技工所は個人で経営されていることも多く、その場合は免税事業者であることも想定されます。免税事業者であればインボイスを発行できず原則課税の歯科医療機関は仕入れ控除ができません。ただし、一定の期間は仕入税額控除相当額の一定の割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。（図６）

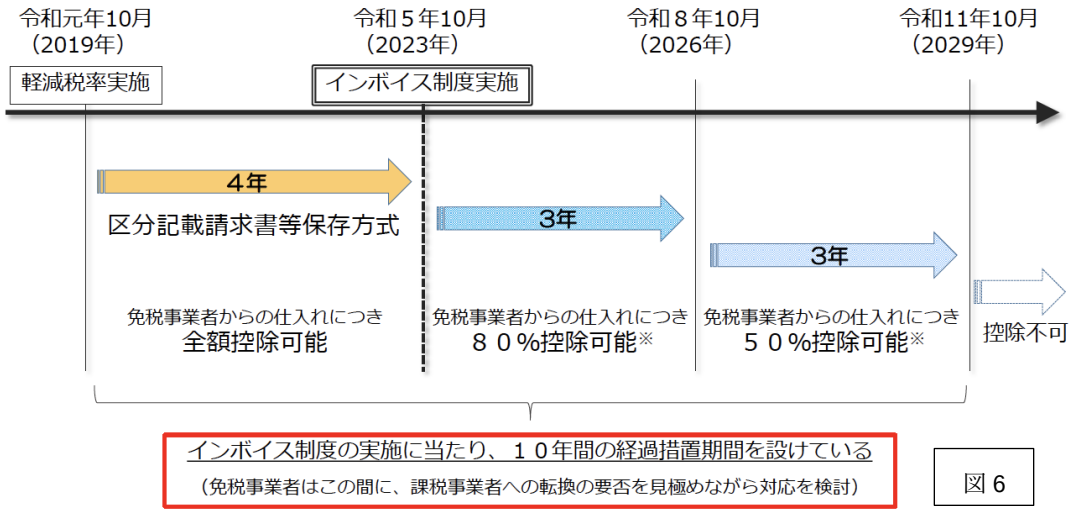

図６

取引相手が課税事業者であってもインボイス発行事業者として登録していないことも想定されます。令和５年１０月１日から仕入税額控除を行うために取引相手のインボイス発行事業者登録の有無を確認することが必要です。国税庁ホームページの適格請求書発行事業者公表サイトから登録の有無を確認することができます。

https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/

また、取引先が免税事業者の場合、インボイス発行事業者になる予定があるか確認が必要です。免税事業者のようなインボイスを発行できない事業者から

仕入を行なっている原則課税事業者は今後、以下のような対応が考えられます。

・インボイス発行事業者になることを提案
・条件を変えずに取引
・価格や取引条件を見直す

仕入れ税額控除ができない分の価格の見直しや、取引条件の見直しを行う際は双方が納得した上で行うよう注意が必要です。仕入税額控除ができないことを理由に立場の強い事業者が立場の弱い事業者に対して値下げを強要することは、独占禁止法に抵触する可能性があります。中小企業庁が独占禁止法等により問題となる行為について公表していますのでご参考にしてください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/invoice/qa.html

３．最後に

インボイス制度が導入されるにあたり、その対応は主たる売上対象が個人か事業者かで大きく異なります。また、免税事業者・簡易課税事業者・原則課税事業者それぞれにおいても異なります。医院の取引先や経営状況をよく把握し、**顧問税理士がいる場合はよく相談し対応するようにしてください。**

また、国税庁のホームページでもインボイスについての情報を公開しておりますのでご参考にしてください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm